

1 調査名称：（伊東市）都市計画道路再検証調査

2 調査主体：伊東市

3 調査圏域：伊東市管内

4 調査期間：令和元年度

5 調査概要：

本業務は、伊東市の都市計画道路（未改良区間）について、都市計画道路の必要性・合理性を客観的に評価・検証し、都市の健全な発展と秩序ある整備を実現するための合理的な都市計画とすることを目的として再検証を実施する。

再検証にあたっては、静岡県都市計画道路の必要性ガイドラインを踏まえつつ、本市の特性等を踏まえた伊東市都市計画道路の必要性ガイドラインを策定したうえで、未改良区間を有する都市計画道路を対象に、都市計画道路としての必要性や合理性などの再検証を行い、これからの都市づくりに見合った適切な都市計画道路の整備の方向性を明らかにするものである。

I 調査概要

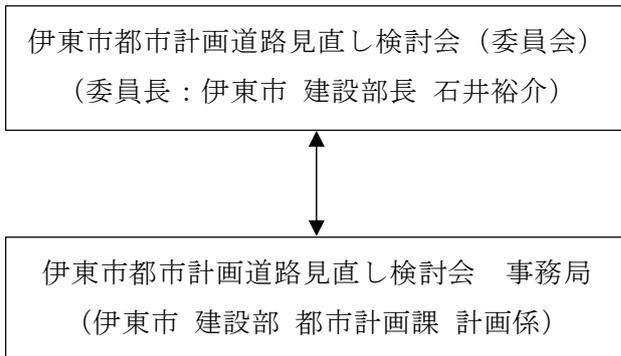
1 調査名称 (伊東市) 都市計画道路再検証調査

2 報告書目次

伊東市都市計画道路の必要性再検証 必要性・合理性の検証 (案)

- 1 再検証対象路線 (区間) の抽出
 - 1 - 1 現状の整理
 - 1 - 2 再検証対象路線 (区間) の抽出
- 2 必要性及び合理性の検証
 - 2 - 1 将来都市像の実現に向けた位置付けの確認
 - 2 - 2 必要性の検証
 - 2 - 3 合理性の検証
- 3 見直し候補路線の抽出
 - 3 - 1 見直し候補路線の抽出方法
 - 3 - 2 見直し方法 (案) の設定
- 4 新道路網による検証
 - 4 - 1 (仮) 都市計画道路網 (ネットワークの作成)
 - 4 - 2 (仮) 都市計画道路網の機能検証
- 5 再検証方針 (案) の決定

3 調査体制



4 委員会名簿等：

	所 属	役職等	氏 名
委員長	伊東市 建設部	部 長	石 井 裕 介
委 員	伊東市 建設部	次 長	長 澤 一 徳
〃	伊東市 建設部 建設課	課 長	高 田 郁 雄
〃	伊東市 市民部 環境課	課 長	小 澤 剛
〃	伊東市 総務部 財政課	課 長	木 村 光 男
〃	伊東市 企画部 行政経営課	課 長	小 川 真 弘
〃	伊東市 観光経済部 観光課	課 長	草 嶋 耕 平
〃	伊東市 危機管理部 危機対策課	課 長	吉 崎 恭 之
〃	伊東市 建設部 都市計画課	課 長	日野原 武
〃	有識者：NPO法人くらしまち継承機構	理事長	伊 藤 光 造

II 調査成果

1 調査目的

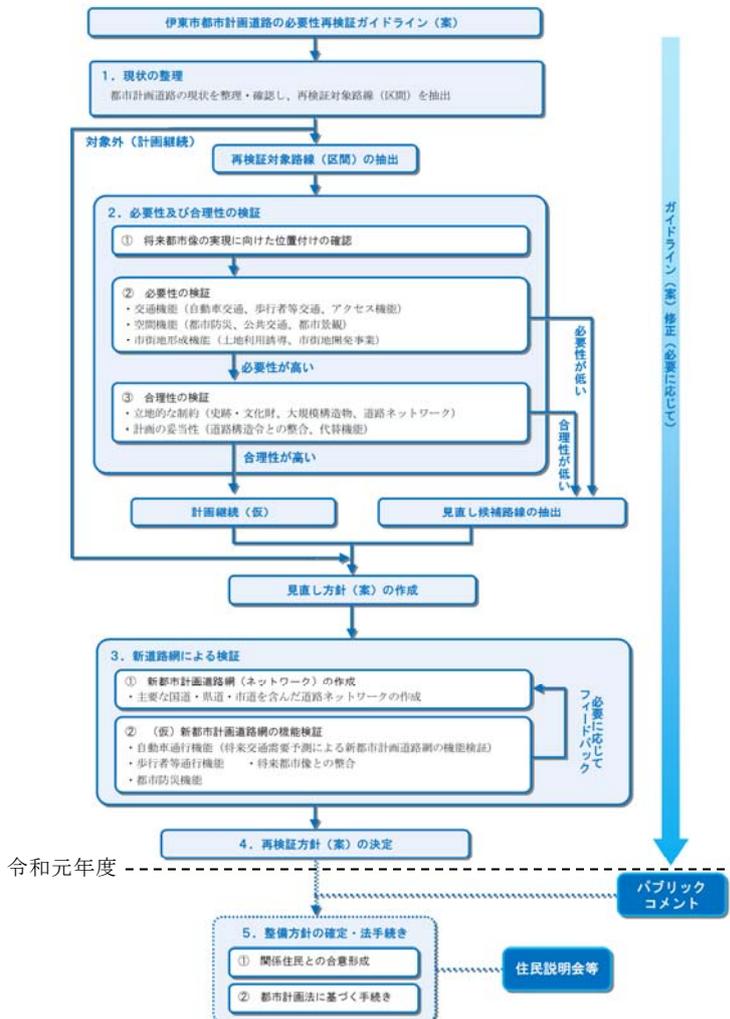
伊東市の都市計画道路は2019年(平成31年)3月末現在、14路線26,519mが都市計画決定されており、これまで土地区画整理事業や街路事業等により整備が進められ、改良率は約60%となっている。

しかしながら、都市計画決定以降、事業化の目途が立たず、長期間にわたり未着手の路線も存在しており、関係住民に対しては建築行為に一定の制限等を課している状況が続いている。

また、本市の都市計画道路は、高度経済成長期の市街地拡大や自動車交通の増大を前提に計画されたもので、その後の社会情勢や交通需要の変化に伴い、その役割や機能に変化が生じてきている。

このような状況を踏まえ、市内の未改良都市計画道路を対象に、社会経済情勢や将来都市像に見合った適切な都市計画道路の整備の方向性を明らかにするため、都市計画道路の必要性・合理性の再検証を行う。

2 調査フロー



3 調査圏域図

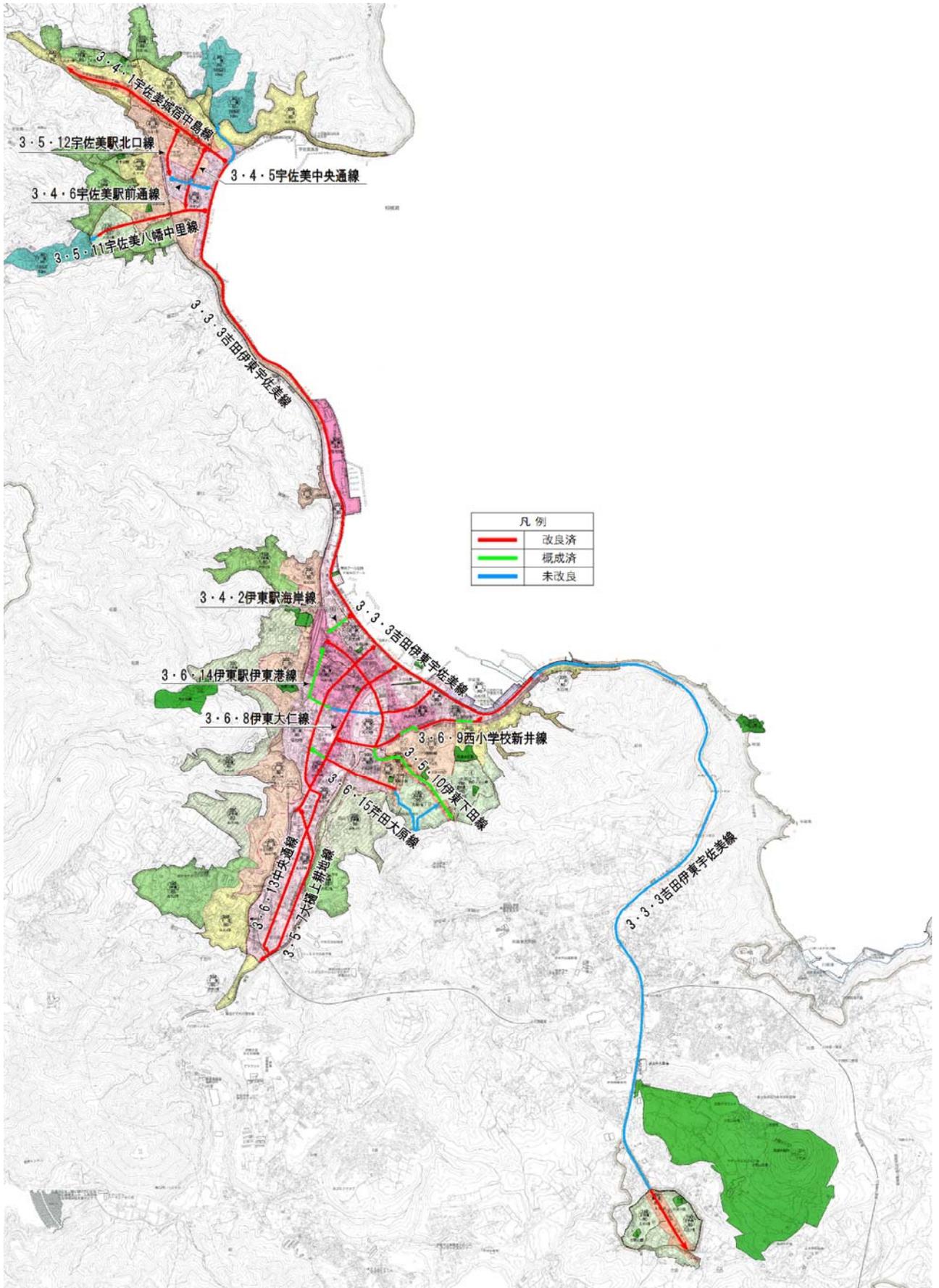


表 伊東市都市計画道路一覧

路線名	種別	決定年次		標準幅員	計画決定延長 (m)	整備延長 (m)		車線数
		当初	最終		全体	改良済	概成済	
3・4・1 宇佐美城宿中島線	県	S46.6.25	S50.6.24	20	1,270	1,270	0	—
3・4・2 伊東駅海岸線	県	S32.3.30	S50.6.24	18	230	30	200	—
3・3・3 吉田伊東宇佐美線	国	S56.4.14	S56.4.14	22	12,050	4,750	0	—
3・4・5 宇佐美中央通線	市	S41.10.19	S50.6.24	16	520	500	0	—
3・4・6 宇佐美駅前通線	県	S41.10.19	S50.6.24	16	320	0	0	—
3・5・7 大樋上耕地線	県	S32.3.30	S50.6.24	12	1,270	1,270	0	—
3・6・8 伊東大仁線	県	S32.3.30	H20.9.24	11	1,320	1,210	0	—
3・6・9 西小学校新井線	国	S32.3.30	S50.6.24	8	1,170	850	320	—
3・5・10 伊東下田線	国	S32.10.4	S50.7.1	15	1,829	990	839	—
3・5・11 宇佐美八幡中里線	市	S41.10.19	S50.7.1	12	940	920	0	—
3・5・12 宇佐美駅北口線	市	S41.10.19	S50.7.1	12	390	390	0	—
3・6・13 中央通線	市	S40.7.15	S50.7.1	8	2,590	2,590	0	—
3・6・14 伊東駅伊東港線	市	S32.3.30	S50.7.1	8	1,390	440	580	—
3・6・15 芹田大原線	市	S32.3.30	S50.7.1	8	1,230	620	130	—
14 路線					26,519	15,830	2069	

4 調査成果

2-2 必要性の検証

都市計画道路の必要性を確認するため、社会情勢の変化、本市の特性などを勘案し、以下の機能を担っている路線かどうかを検証する。

なお、必要性の評価項目は、下記のとおりとする。

表 必要性の検証方法

機能の区分		評価の視点
(1) 交通機能	①自動車通行機能	現道又は平行する幹線道路（当該区間から 500m以内）の混雑度が 1.25 を超えており、対象路線（区間）における未改良区間の整備により、交通混雑の緩和に寄与すると認められる場合に評価します。
	②歩行者等通行機能	小中学校及び高校がおおむね 250m以内にあり、対象路線（区間）における未改良区間の整備により、歩行者の安全性向上に寄与すると認められる場合及び「国内外のサイクリストの憧れを呼ぶ聖地“ふじのくに”」の実現に寄与すると認められる場合に評価します。
	③主要都市施設等への通行機能	主要都市施設等が 250m以内にあり、対象路線（区間）における未改良区間の整備により、都市施設等へのアクセス性の向上に寄与すると認められる場合に評価します。
	④主要観光施設等への通行機能	主要観光施設等が 250m以内にあり、対象路線（区間）における未改良区間の整備により、観光施設等へのアクセス性の向上に寄与すると認められる場合に評価します。
(2) 空間機能	①都市防災機能（避難路等）	対象路線（区間）が、津波避難に寄与する場合及び緊急輸送路等に指定されている場合に評価します。
	②都市防災機能（延焼防止）	対象路線（区間）における未改良区間の整備により、市街地の延焼拡大防止等に寄与すると認められる場合に評価します。
	③公共交通導入機能	対象路線（区間）がバス路線になっており、未改良区間の整備により、バスの走行の円滑化に寄与すると認められる場合に評価します。
	④都市景観機能	対象路線（区間）が、伊東市景観計画における景観軸に指定されている場合に評価します。
(3) 市街地 形成機能	①都市構造・土地利用の誘導形成	対象路線（区間）が、伊東市都市計画マスタープランに、広域幹線道路、幹線道路及び補助幹線道路として位置付けられている場合に評価します。
	②市街地開発事業との連携・整合	対象路線（区間）が、市街地開発事業との連携・整合を有する場合に評価します。

2-3 合理性の検証

都市計画道路の配置・規模・機能等を考慮するとともに、代替道路の有無や地形及び地域特性など地域の実情にあった合理的な計画であるか検証する。

なお、合理性の評価項目は下記のとおりとする。

表 合理性の検証方法

機能の区分		検証方法
(1) 配置 ・ 規模 ・ 機能	①史跡や文化財等の有無	対象路線（区間）における未改良区間の整備にあたり、史跡や文化財等（建築物）に対する影響の有無を検証します。
	②大規模構造物等の有無	対象路線（区間）における未改良区間の整備にあたり、橋梁（10m以上）、構造物等（トンネル・急傾斜地対策）の整備など道路整備の施工性への影響の有無について検証します。
	③道路ネットワークの形成の有無	対象路線（区間）における未改良区間の整備にあたり、効果的な道路ネットワークの形成に向けた影響の有無を検証します。
	④道路構造令等との整合	対象路線（区間）における未改良区間の整備にあたり、道路構造令等の基準への影響の有無について検証します。
	⑤代替路線の有無	対象路線（区間）における未改良区間の整備にあたり、代替機能を有する路線の有無を検証します。

3 見直し候補路線の抽出

3-1 見直し候補路線の抽出方法

必要性・合理性の検証を行い、その結果を基に「計画継続（仮）」、「見直し候補」に区分する。

■見直し候補路線の抽出基準

(1) 必要性の検証

該当する項目が認められない場合は、「見直し候補」とする。

該当する項目が評価項目数の半分を超える6項目以上ある場合は、「計画継続」とする。

該当する項目が6項目未満の場合は、合理性の検証を確認する。

(2) 合理性の検証

次の基準に該当する路線（区間）は「見直し候補」とし、該当しない路線（区間）は「計画継続」とする。

- ①都市計画道路に求められる機能と同等の機能を有した代替路線（現道含む）がある場合
- ②橋梁及び大規模法面等、大きな支障がある場合
- ③道路ネットワーク・道路構造令等に整合しない場合

3-2 見直し方針（案）の設定

見直し候補として抽出された路線（区間）については、必要性・合理性の検証結果を踏まえて、以下の基準をもとに見直し方針（案）を設定し、新道路網による機能検証を実施する。

なお、再検証対象路線（区間）毎の見直し方針（案）は次項のとおりとする。

■見直しの方針（案）の判断基準

ア. 必要性が認められ、合理性に係る課題も限定的で、現計画が妥当である	→	計画継続
イ. 必要性は認められるが、代替路線等で同等の機能が確保されている	→	代替路線同規模に変更、または廃止※
ウ. 必要性は認められるが、合理性に係る課題が大きい	→	廃止
エ. 必要性が認められない	→	廃止

表 見直し方針（案）一覧

路線名	番号	評価項目数 (10)	必要性に係る 課題項目数 (5)	合理性に係る 課題項目数	線の見直し候補路 抽出基準	見直し方針（案）
3・4・2 伊東駅海岸線	2	6	1	必要性 6項目以上	必要性に係る評価項目数が6項目以上であることから計画継続とする。	
3・3・3 吉田伊東宇佐美線	3-1	7	2	必要性 6項目以上	必要性に係る評価項目数が6項目以上であることから計画継続とする。	
	3-2	8	2	必要性 6項目以上	必要性に係る評価項目数が6項目以上であることから計画継続とする。	
3・4・6 宇佐美駅前通線	6	4	2	合理性① に該当	【見直し方針（案）基準イに該当】 道路機能として必要性を有するが、現道が都市計画道路と同等機能を有している。 したがって、当該区間は見直し候補（廃止）と設定し、新道路網の検証を行う。	
3・6・9 西小学校新井線	9	4	1	合理性 該当なし	道路機能としての必要性を有するとともに、合理性に係る課題が限定的であることから計画継続とする。	
3・5・10 伊東下田線	10	6	1	必要性 6項目以上	必要性に係る評価項目数が6項目以上であることから計画継続とする。	
3・5・11 宇佐美八幡中里線	11	0	1	必要性 ゼロ	【見直し方針（案）基準エに該当】 おおむね全線改良済であり、今後新たな改良を実施する必要性・合理性は低い。したがって、当該区間は見直し候補（未改良区間の廃止）と設定し、新道路網の検証を行う。	
3・6・14 伊東駅伊東港線	14-1	3	2	合理性③ に該当	【見直し方針（案）基準ウに該当】 道路機能として必要性が低く、合理性に係る課題が大きいことから、当該区間は見直し候補（廃止）と設定し、新道路網の検証を行う。	
	14-2	3	1	合理性③ に該当	【見直し方針（案）基準ウに該当】 道路機能として必要性が低く、合理性に係る課題が大きいことから、当該区間は見直し候補（廃止）と設定し、新道路網の検証を行う。	

	14-3	2	2	合理性③ に該当	【見直し方針（案）基準ウに該当】 道路機能として必要性が低く、合理性に係る課題が大きいことから、当該区間は見直し候補（廃止）と設定し、新道路網の検証を行う。
3・6・15 芹田大原線	15-1	2	2	合理性③ に該当	【見直し方針（案）基準ウに該当】 道路機能として必要性が低く、合理性に係る課題が大きいことから、当該区間は見直し候補（廃止）と設定し、新道路網の検証を行う。
	15-2	2	3	合理性②③ に該当	【見直し方針（案）基準ウに該当】 道路機能として必要性が低く、未改良区間は合理性に係る課題が大きいことから、当該区間は見直し候補（未改良区間の廃止）と設定し、新道路網の検証を行う。

4 新道路網による検証

4-2 (仮) 都市計画道路網の機能検証

設定された(仮)都市計画道路網について、将来交通需要予測等の検証を行う。

(1) (仮) 都市計画道路網における将来交通需要予測（混雑度）の検証

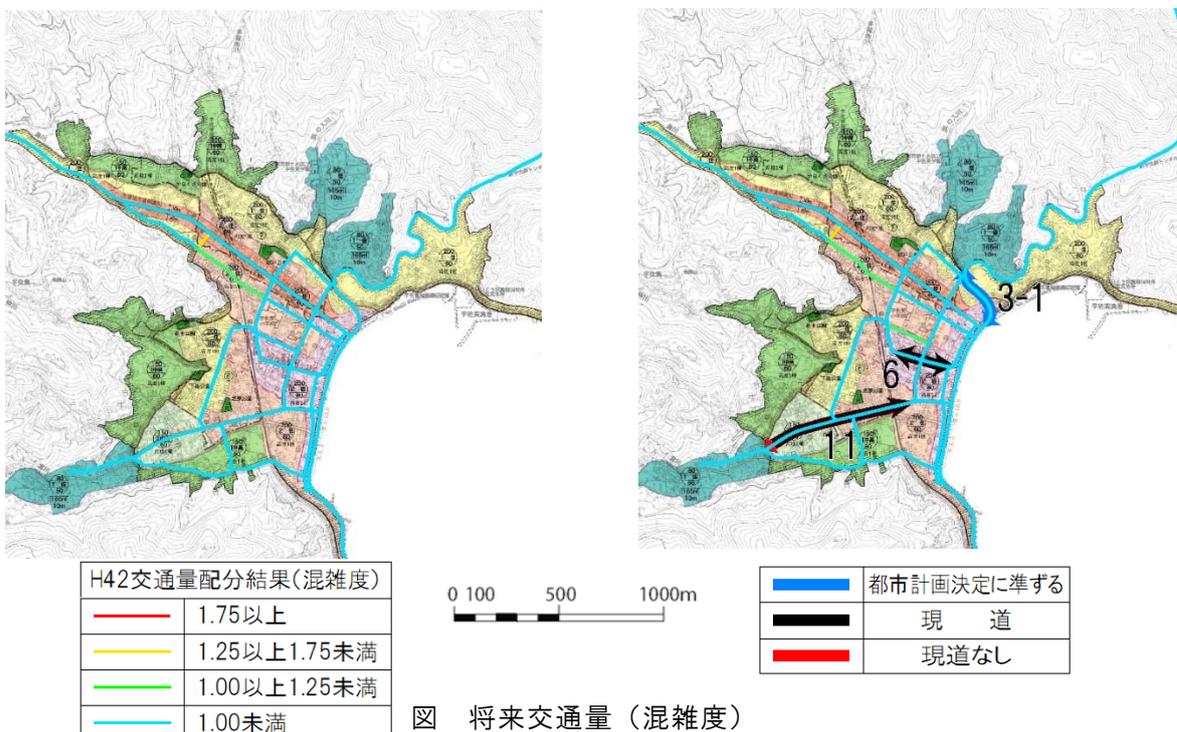
将来交通需要予測（混雑度）の検証については、伊豆東海岸都市圏総合都市交通計画「H42（R12）将来道路配分ネットワーク」を基に、既決定の都市計画道路網を全区間整備した場合と(仮)都市計画道路網に基づき整備した場合の混雑度を比較して検証した。

(宇佐美市街地)

宇佐美市街地においては、(仮)都市計画道路網により発生する新たな混雑の発生箇所（混雑度1.25以上）はない状況であった。

【都市計画道路網（既決定）】

【新都市計画道路網】



(伊東市街地)

伊東市街地においては、(仮)都市計画道路網により発生する新たな混雑の発生箇所(混雑度 1.25 以上)はない状況であった。

【都市計画道路網(既決定)】

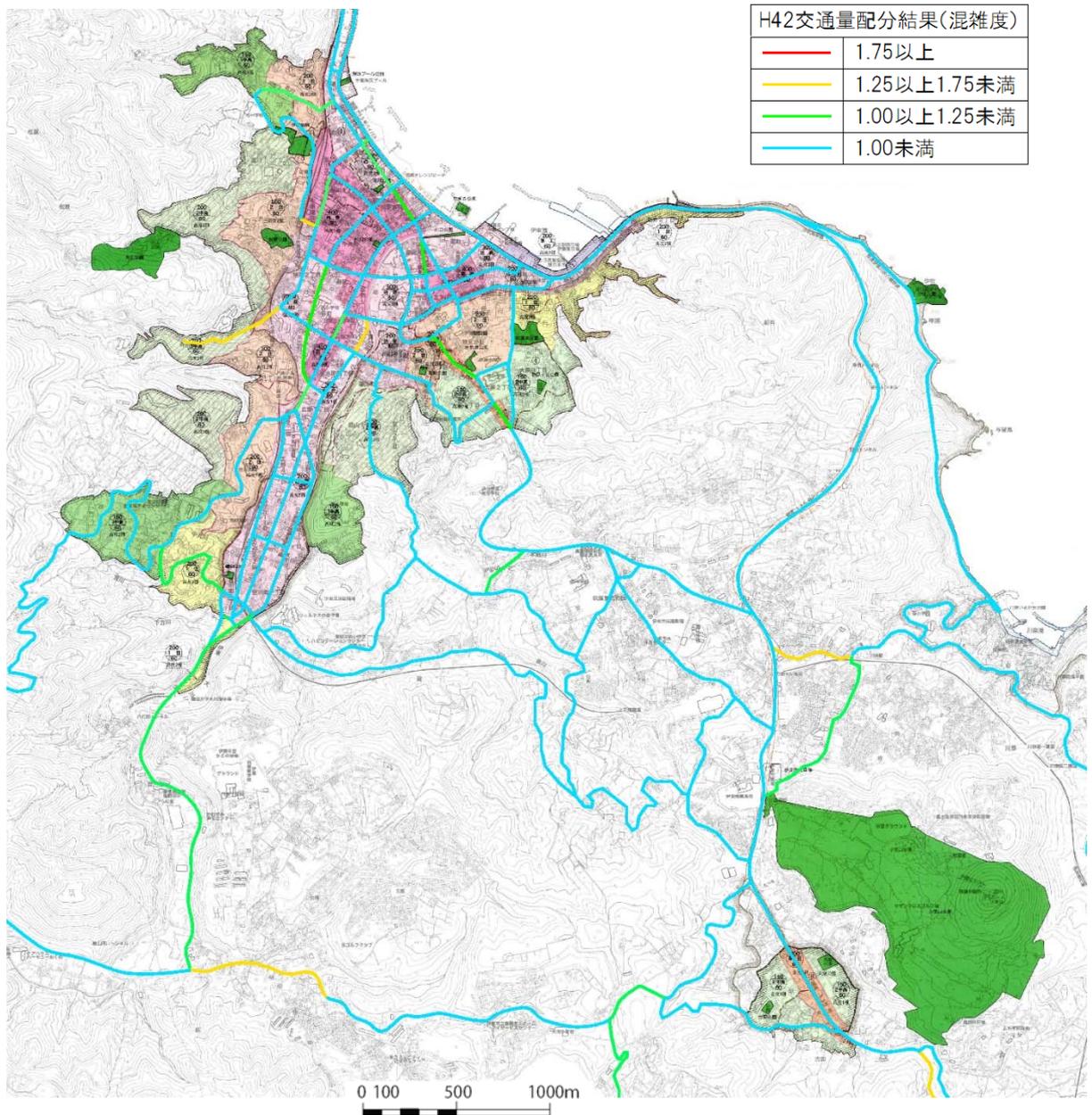


図 既決定 将来交通量(混雑度)

H42交通量配分結果(混雑度)	
—	1.75以上
—	1.25以上1.75未満
—	1.00以上1.25未満
—	1.00未満

—	都市計画決定に準ずる
—	現道
—	現道なし

【新都市計画道路網】

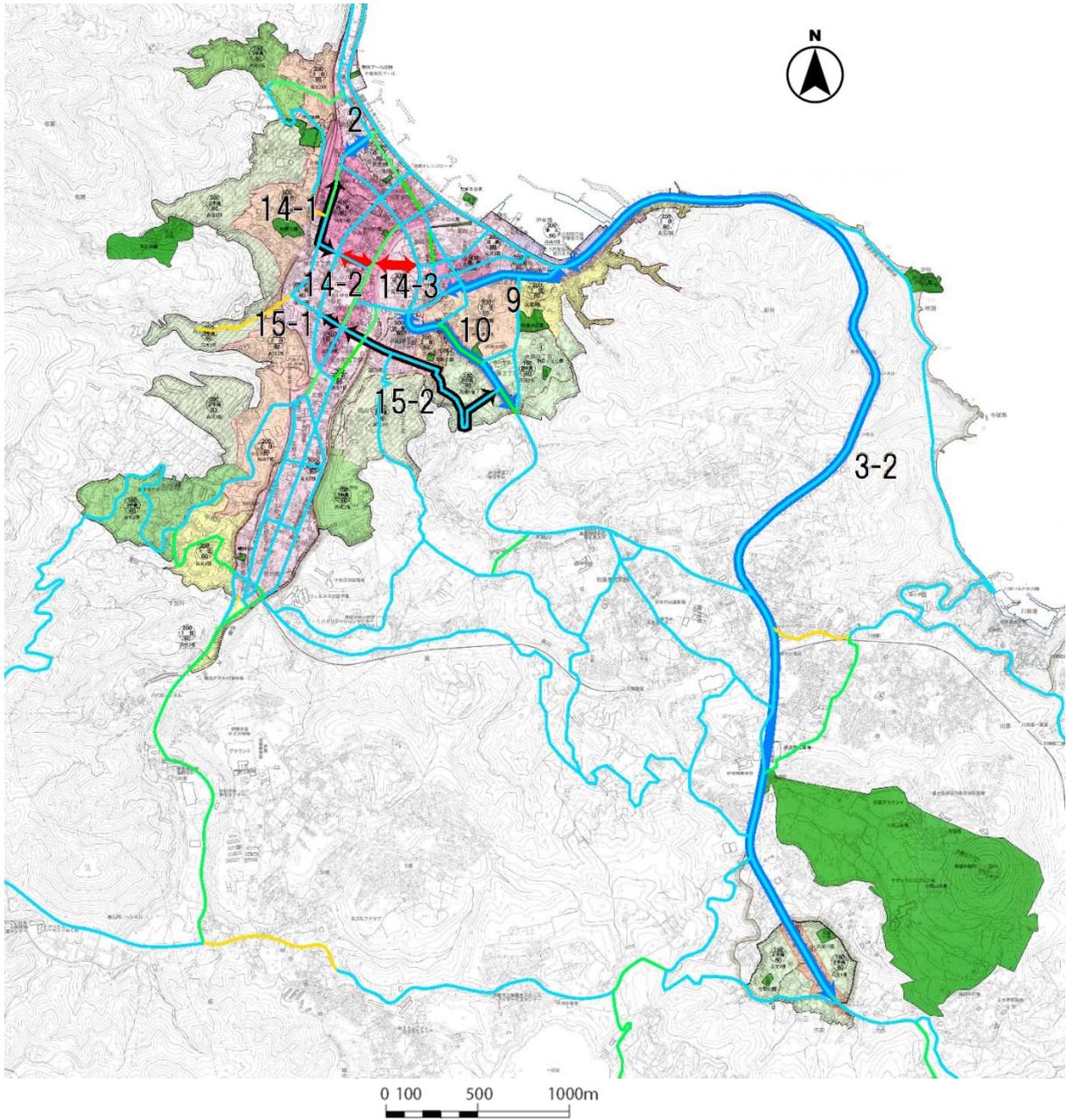


図 新都市計画道路網 将来交通量（混雑度）

(2) 歩行者等通行機能の検証

歩行者等通行機能が必要とされている3・5・10伊東下田線、3・3・3吉田伊東宇佐美線については、計画継続となっており、歩行者等通行機能は確保可能である。

また、今回の(仮)都市計画道路網は、国道・県道・市道と道路ネットワークが形成されており、将来の道路ネットワークの形成に影響はない状況である。

(3) 将来都市像との整合に係る検証

伊東市都市計画マスタープラン(平成25年3月)の都市施設基本計画で示されている幹線道路等のうち、今回の見直し方針(案)で見直し候補となっている路線は、3・4・6宇佐美駅前通線の1路線である。

この路線については、合理性の検証で確認されているとおり、代替機能を有する現道が配置されていることから、現道のままでも将来都市像への影響はないと考える。

また、都市計画道路の変更(廃止)に伴い、用途地域の見直しや用途地域界の変更等、各種都市計画への影響もない。

したがって、今回の(仮)都市計画道路網については、将来都市像等と整合が図られている。

(4) 都市防災機能の検証

①津波避難対策

(仮)都市計画道路網の設定に伴い、避難機能を有する路線(区間)も見直し対象となっています。これら路線については、現道及び隣接する市道が配置されているとともに、本市の地理的特性から津波到達時間が早いことから、伊東市津波避難計画の考えに基づき、現道を活用して「揺れを感じたらすぐ避難」を基本に、津波避難対策を徹底する。

また、避難路の基本となる道路については必要に応じて拡幅整備するとともに、カラー舗装等で歩行者が安全で安心して歩けるスペースを確保するなどの避難路整備や、避難看板等の設置及び津波避難ビルの指定等を検討していく。

表 最大津波高及び津波到達時間

地区	最大津波高 (m)	海岸線津波到達時間 (分)
宇佐美	13	7
市街地	湯川	7
	松原	
	玖須美	
	新井	6
川奈	16	5
富戸	15	5
八幡野	12	6
赤沢	12	6

出典：伊東市津波避難計画

②延焼防止対策

(仮) 都市計画道路網の設定に伴い、延焼防止機能を有する路線(区間)も見直し対象となっている。これら路線の見直しに対しては、以下の取り組みを推進し、延焼防止対策を図っていく。

- ・伊東市街地は、古くから市街地が形成されていた実態を踏まえ、既存道路等に消火栓や防火水槽等と適切に配置する等の延焼防止対策を図る。
- ・老朽住宅等の建替促進を図るため、伊東市木造住宅建替助成事業や伊東市住宅リフォーム振興助成金等の活用を周知し、建築物の建替による防火機能の向上を支援する。
- ・旧耐震基準の建築物の倒壊による出火・火災延焼等による被害拡大を防ぐため、伊東市既存建築物耐震性向上事業、伊東市木造住宅耐震改修助成事業等の活用を周知し、建築物の耐震化による防火機能の向上を支援する。
- ・伊東駅周辺については、現在検討中の伊東駅周辺地区整備事業の中で、延焼遮断となる空間や防火建築物等の整備により延焼防止対策を図る。

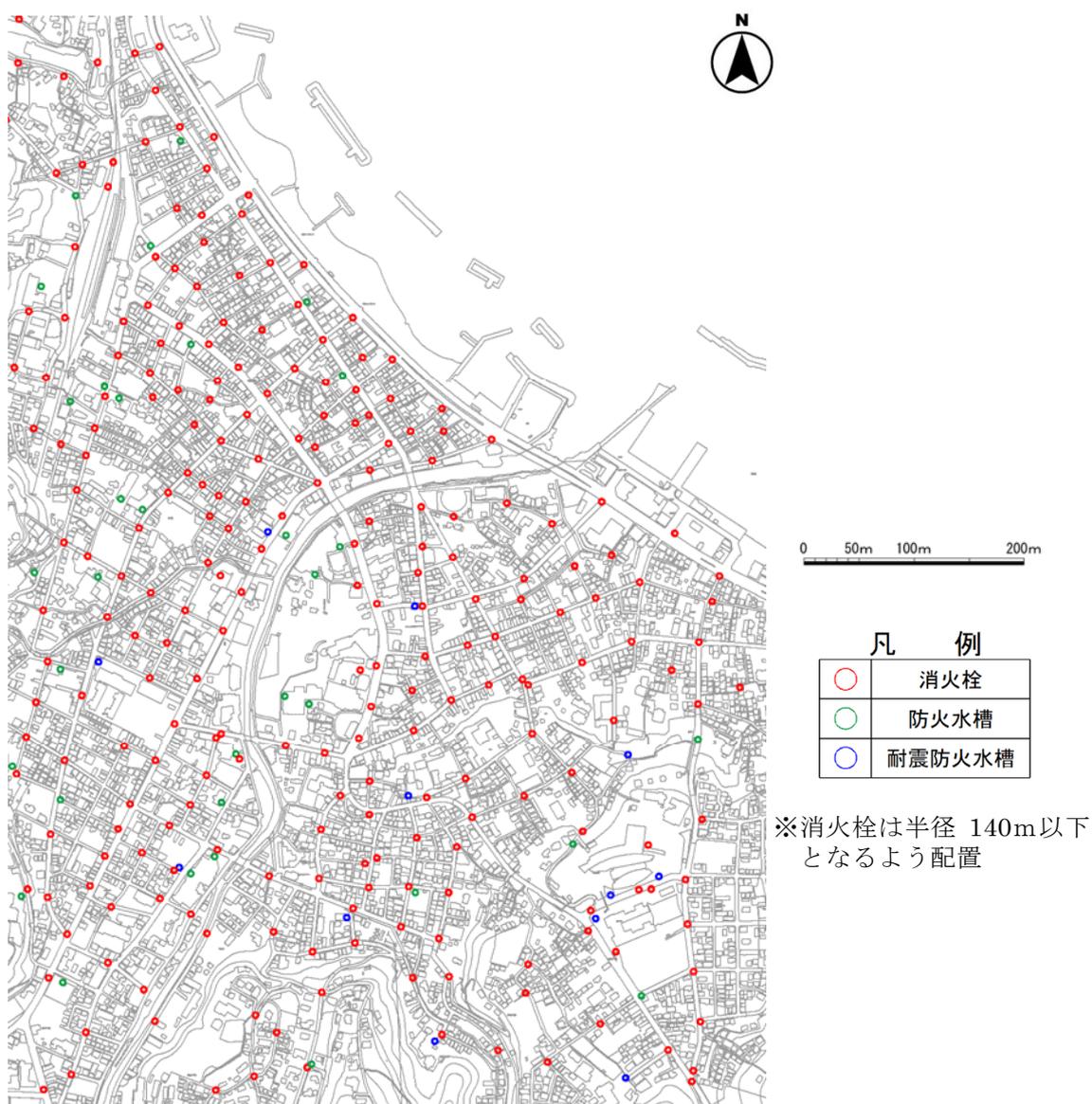


図 消火栓等配置図(伊東市街地)

出典：庁内資料

(5) (仮) 都市計画道路網の機能検証結果

(仮) 都市計画道路網の機能検証結果は以下のとおりである。

項目	検証結果
将来交通需要予測(混雑度)	問題なし
歩行者通行機能等	問題なし
将来都市像との整合	問題なし
都市防災機能	問題なし (各種対策により都市防災機能の向上を図ります。)

5 再検証方針(案)の決定

前述までの検討結果を踏まえた都市計画道路の必要性再検証方針(案)は以下のとおりである。

表 再検証方針(案)一覧

路線名	番号	見直し方針(案)	再検証方針(案)
3・4・2 伊東駅海岸線	2	計画継続	計画継続
3・3・3 吉田伊東宇佐美線	3-1	計画継続	計画継続
	3-2	計画継続	計画継続
3・4・6 宇佐美駅前通線	6	見直し候補 (廃止)	廃止
3・6・9 西小学校新井線	9	計画継続	計画継続
3・5・10 伊東下田線	10	計画継続	計画継続
3・5・11 宇佐美八幡中里線	11	見直し候補 (未改良区間の廃止)	部分廃止 改良済区間を除き廃止
3・6・14 伊東駅伊東港線	14-1	見直し候補(廃止)	廃止
	14-2	見直し候補(廃止)	廃止
	14-3	見直し候補(廃止)	廃止
3・6・15 芹田大原線	15-1	見直し候補(廃止)	廃止
	15-2	見直し候補 (未改良区間の廃止)	部分廃止 改良済区間を除き廃止

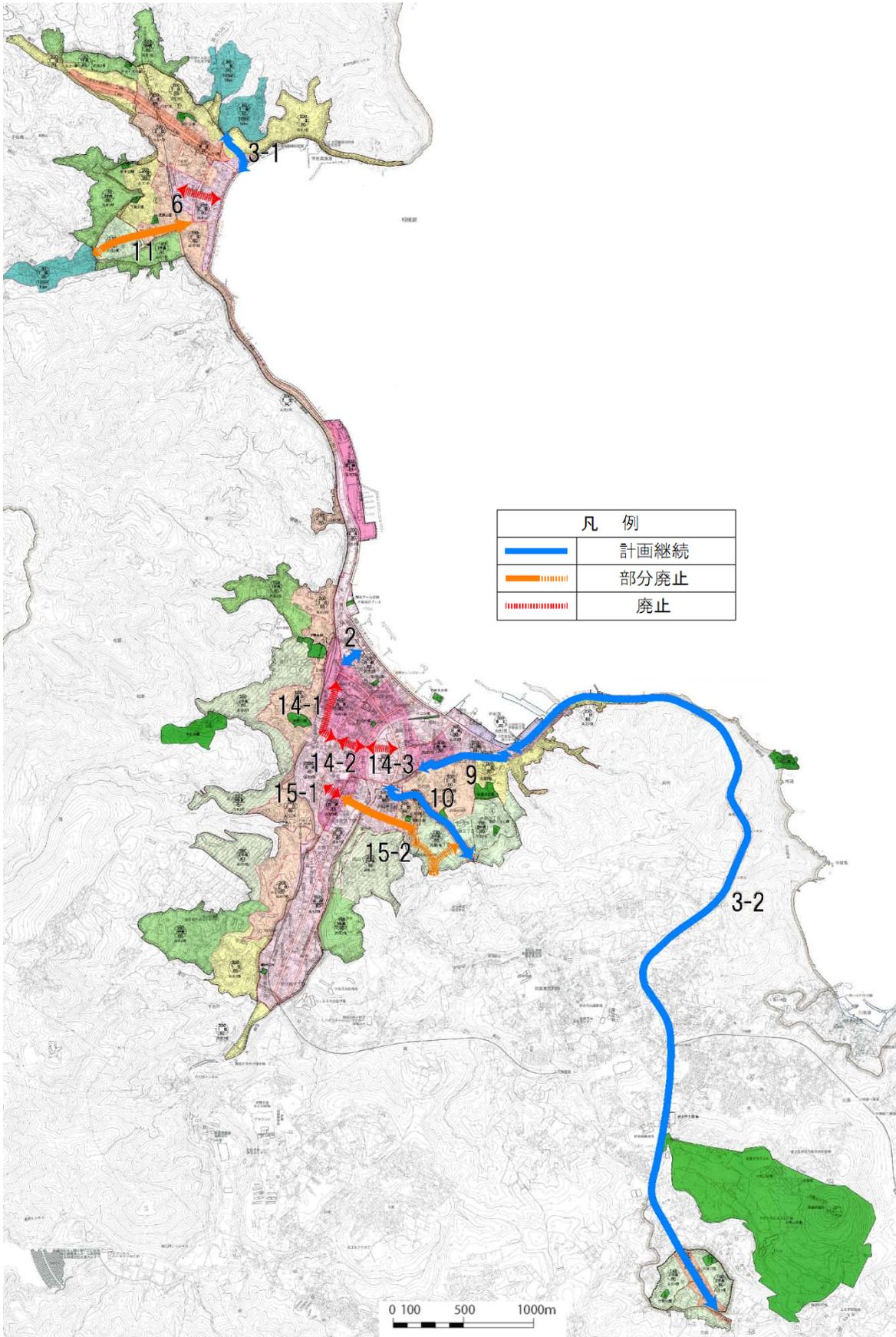


図 再検証方針（案）図